

長崎県立大学名誉教授称号授与規程

〔平成20年4月1日〕
規程第12号

改正 平成27年3月3日規程第40号
改正 平成27年5月12日規程第75号

(趣旨)

第1条 この規程は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第106条及び長崎県立大学学則（平成20年規則第1号）第11条第2項に基づき、長崎県立大学名誉教授（以下「名誉教授」という。）の称号の授与に関し必要な事項を定めるものとする。

(選考の基準)

第2条 名誉教授の称号は、長崎県立大学（以下「本学」という。）を学長又は教授として退職した者（以下「教授等」という。）で、次の各号のいずれかに該当する者のうちから選考の上、適当と認められる者について、授与することができる。

- (1) 本学に学長、教授、准教授又は専任の講師として20年以上勤務し、教育上又は学術上、特に功績があったもの
- (2) 本学の学長として、大学の運営に関し、特に功績が顕著であった者
- (3) 本学の教授として、教育上又は学術上の功績が特に顕著であった者

一部改正 [平成27年規程第75号]

(通算規定)

第3条 本学に、教授、准教授又は専任の講師として10年以上勤務し、教授として退職した者については、次に定めるところにより換算された年数を前条第1号の勤務年数に通算することができる。

- (1) 長崎県立佐世保商科短期大学、長崎県立短期大学佐世保商英部、県立短期大学長崎女子部及び長崎県立女子短期大学における教授、助教授及び専任の講師としての勤務年数については、その3分の2
- (2) 前号以外の他の大学（短期大学を含む。）における教授、准教授及び専任の講師の勤務年数については、その2分の1

(選考の手続)

第4条 学長は、次の各号のいずれかに該当する場合に教育研究評議会の意見を聴いて、名誉教授の選考を行うものとする。

- (1) 第2条各号（学長として退職した者を除く。）のいずれかに該当する者について、学部長又は研究科長から学長に推薦があった場合
 - (2) 第2条各号のいずれかに該当する者について、学長又は教育研究評議会の3分の1以上の賛成により発議があった場合
- 2 前項の選考は、学長が別に定める場合を除き、教授等の退職後速やかに行うものとする。

一部改正 [平成27年規程第40号、第75号]

(称号の授与)

第5条 名誉教授の称号の授与は、辞令書（別記様式）を交付して行う。

- 2 名誉教授の称号は、学長が別に定める場合を除き、教授等の退職日以後の最初の4月1日をもって授与する。

一部改正 [平成27年規程第40号、第75号]

(礼遇)

第6条 名誉教授の称号を授与された者に対しては、本学の諸式典及び重要行事への招待、刊行物の贈呈その他適当な方法をもって礼遇する。

(取消し)

第7条 学長は、名誉教授の称号を授与された者について、その称号を汚す行為があり、称号を保持するに適当でないと認められるときは、教育研究評議会の意見を聴いて、称号の授与を取り消し、辞令書を返還させるものとする。

一部改正 [平成27年規程第40号]

(補則)

第8条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、教育研究評議会の意見を聴いて学長が別に定める。

一部改正 [平成27年規程第40号]

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。

(助教授の職にあった者に関する経過措置)

2 学校教育法の一部を改正する法律（平成17年法律第83号）による改正前の学校教育法（昭和22年法律第26号）第58条第7項の助教授の職にあった者は、第2条第1号及び第3条の規定の適用については、准教授の職にあった者とみなす。

附 則（平成27年3月3日規程第40号）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年5月12日規程第75号）

この規程は、平成27年5月12日から施行する。

別記様式（第5条関係）

第 号

氏名

生年月日

長崎県立大学名誉教授の称号を授与する。

令和 年 月 日

長崎県立大学長 印